

就農相談会等出展支援事業補助金交付要領

制定 令和6年5月27日

第1 趣旨

この要領は、就農相談会等出展支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語

この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

第3 補助金の交付

補助金の交付を受けることができる回数は、1補助対象事業者当たり、1年度につき2回までとする。

第4 交付申請書の提出期日

要綱第3条に基づく補助金の交付申請書は、補助対象事業の実施日より前に提出しなければならない。

第5 交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助対象経費の内容及び内訳が確認できる書類の写し（見積書等）
- (2) 参加する就農相談会等の内容が確認できる書類の写し（パンフレット等）
- (3) 参加する就農相談会等への出展エントリーが確認できる書類の写し
- (4) 市税等納付確認同意書又は市税等を滞納していないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

第6 実績報告書の提出期日

要綱第8条に基づく実績報告書は、補助対象事業の完了した日から30日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

第7 実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助対象経費の支払内容、支払金額が確認できる書類（領収書の写し等）
- (2) 就農相談会等の参加の状況が確認できる資料（相談記録等）
- (3) 記録写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

第8 書類の提出方法

書類は、萩市農林水産部農政課に提出するものとする。

第9 個人情報の利用

市長は、市の事業の実施に必要な範囲内において、補助金の交付に関して取得した補助事業者に係る情報を利用することができる。

第10 その他

要綱及びこの要領に定めるもののもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月27日から施行する。